

品川区家賃支援給付金給付要綱

制定 令和2年9月9日区長決定 要綱第185号

改正 令和3年3月29日区長決定 要綱第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響で、売上等が減少し、家賃等の固定費の支払に苦慮している区内中小企業者を支援するために実施する家賃支援給付金（以下「給付金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、東京都家賃等支援給付金事務取扱要綱（令和2年7月9日2産労商調659号。以下「都要綱」という。）で使用する用語の例による。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、東京都家賃等支援給付金（以下「都給付金」という。）の給付決定を受けているものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業等にあつては区内に本社または主な事業所を有し、個人事業主にあつては区内に住所を有し、または区内で事業を営んでいること。
- (2) 区に対する債務等の支払が滞っていないこと。
- (3) 給付金の申請時において、基準総額から国給付金の給付額、都給付金の給付額および他自治体給付額（この要綱による給付金の給付額を除く。）の合計額（以下「国等給付合計額」という。）を減じた額が零を上回ること。
- (4) 給付金を家賃等に充てること。

(給付額)

第4条 給付金の給付額は、当該給付対象者が都給付金の給付決定を受けた額の2分の1の額と基準総額から国等給付合計額を減じた額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算定した給付額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(給付申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、区長に対し、ポータルサイトを用いたオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 オンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類の電子データを添付することとする。

- (1) 東京都家賃等支援給付金に係る給付決定通知
- (2) 振込指定先の通帳（中小企業等にあつては法人名および口座情報、個人事業主にあつては事業主名および口座情報が認識できる箇所とする。）
- (3) 履歴事項全部証明書（中小企業等の場合に限る。）
- (4) 法人事業税および法人住民税の納税証明書（区外に本社を有する中小企業等の場合に限る。）
- (5) 特別区民税の納税証明書または非課税証明書（個人事業主の場合に限る。）
- (6) その他必要と認める書類

3 オンライン申請の申請期間については、別に地域振興部長が定める期間とする。

(給付方法)

第6条 給付金の給付は、区が申請者（前条の規定により申請をする者をいう。以下同じ。）がオンライン申請により入力した金融機関の口座に振り込む方法により行う。

(給付の決定)

第7条 区長は、オンライン申請を受理した場合は、速やかに内容を確認の上、給付金の給付を決定したときは給付金給付決定通知書（第1号様式）により、不給付を決定したときは給付金不給付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(不当利得の返還)

第8条 区長は、給付金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対して、給付を行った給付金の返還を求める。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

第 年 月 日
号

品川区家賃支援給付金給付決定通知書

金 額	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付で申請のあった品川区家賃支援給付金について、上記のとおり給付することを決定したので通知します。

様

品川区長

印

品川区家賃支援給付金不給付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区家賃支援給付金について、下記のとおり不給付とすることを決定したので通知します。

<不給付となった理由>

様

品川区長

印